

子どもの貧困 生活費・教育費ホットライン



- お金を貸してくれる公的な機関は？
- 奨学金制度について知りたい
- お金がなくて子どもが学校に行けません
- 今の私に受けられる手当は？
- 生活費が足りないのですが、生活保護は受けられますか？


このような問題に、弁護士が無料で相談に応じます

実施期間 **2010. 6. 23(水)**

10時～16時

よういく

なやみ

 **0120-419-783**

※上記は特設電話番号です。相談日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。
※回線の混み具合により、お住まいではない都道府県に繋がることがございます。

共催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
日本弁護士連合会

◆問合せ先：第一東京弁護士会 人権法制課 TEL：03-3595-8583